

声 明

組合掲示物の一方的撤去は「不当労働行為」と東京高裁も認定！

本日、東京高等裁判所は、第一審原告・東海旅客鉄道株式会社（以下「会社」）が、第一審被告・中央労働委員会を相手に行政命令の一部取消を求めた事件の控訴審（「東京高等裁判所平成24年（行コ）第425号」）に対して、中央労働委員会の下した命令の内7点中5点を支持した組合側の勝利判決を下しました。

この事件は、名古屋車両所分会が「会社による組合掲示物の一方的な撤去通告ならびに撤去は、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為である」として、2006年2月に愛知県労働委員会に救済を申し立て、その結果、会社が撤去した組合掲示物9点中9点の掲示物撤去が「不当労働行為にあたる」として、私たち組合の主張を全面的に認め、組合側完全勝利の命令を下しました。

会社はこの愛知県労働委員会の命令を素直に認める事なく、中央労働委員会に再審査申し立てをしました。その中央労働委員会においても9点の組合掲示物のうちで7点に対する撤去を不当労働行為であるとして、再度救済命令を下しました。

しかし会社はさらに中央労働委員会の命令をも不服として、中央労働委員会・国を相手取り東京地方裁判所に行政訴訟を起こしました。2012年10月5日、東京地方裁判所は会社の訴えを「棄却」するとの判決を下しました。

度重なる敗北にも懲りない会社は、今度は東京地方裁判所の判決をも不服として東京高等裁判所に控訴しました。そして今回、東京高等裁判所においても、会社の訴えを退ける組合側の勝利判決を下したのです。

愛知県労働委員会の闘いに続き、2012年6月に大阪仕業検査車両所分会が「ボーナスカット理由の組合掲示物不当撤去」は不当労働行為であるとして、大阪府労働委員会に救済申立を行った「府労委（P）」は、これまで7回の調査を経て、9月30日には証人尋問が開始されました。また、2013年6月に静岡地方本部も、会社による「組合掲示物不当撤去」に対して、静岡県労働委員会に不当労働行為救済申立を行い調査へと進んでいます。今回の勝利判決をバネに、両地本の闘いの勝利に向けて奮闘していかなければなりません。

本日の判決は、愛知県労働委員会・中央労働委員会・東京地方裁判所と私たち組合側が勝利したことにより、会社による労働組合への「不当労働行為であり、支配・介入である」として、司法の判断が下されたものです。ただちに会社は、この判決内容を重く受け止め、不当労働行為を真摯に反省するとともに、二度と組合掲示物を不当撤去しないことを誓い、謝罪文を手交し、本社玄関前と職場庁舎玄関前に掲出すべきです。

この間の闘いに支援・協力して頂いた仲間みなさんに心から感謝いたします。しかし、会社からの弾圧は今後も止まることはありません。これからも職場から闘いを継続していくことを明らかにし、JR総連に結集する全国の仲間と共に団結して闘ってまいります。

以上

2013年10月2日

J R 東海労働組合中央本部
J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
J R 東海労働組合新幹線関西地方本部名古屋車両所分会